

静岡労働局発表  
令和8年9月4日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室  
労働基準部長 田村 裕之  
賃金室長 藤原 典子  
(電話) 054-254-6315

報道関係者 各位

## 静岡県最低賃金の改正を決定しました ～ 令和8年10月15日から時間額1,154円へ～

静岡労働局（局長 こくぶん かずゆき 國分 一行）は、下記経緯のとおり、静岡地方最低賃金審議会（会長 はた たかし 畑 隆）の答申を受けて、静岡県最低賃金を57円引上げ、時間額1,154円に改正することを本日決定し、官報公示の手続きを行いました。

なお、官報公示は9月15日を予定しており、効力発生日は令和8年10月15日となります。

### 【経 緯】

- 8月12日、静岡地方最低賃金審議会は、静岡労働局長に対し、静岡県最低賃金を57円引上げ、時間額1,154円とし、発効日を令和8年10月15日とする答申を行う。
- 8月12日～8月27日、当該答申内容に対する異議の申出を受け付けたところ、13の労働団体から、異議の申出がなされる。
- 9月4日、静岡地方最低賃金審議会において、異議の申出内容に対する審議を行ったところ、8月12日の答申どおり決定することが適当とする答申を行う。

### 【参考：静岡県最低賃金額及び対前年引上げ額、引上げ率の推移】

|         | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 最低賃金額   | 913 円     | 944 円     | 984 円     | 1,034 円   | 1,097 円   | 1,154 円   |
| 対前年引上げ額 | 28 円      | 31 円      | 40 円      | 50 円      | 63 円      | 57 円      |
| 対前年引上げ率 | 3.2%      | 3.4%      | 4.2%      | 5.1%      | 6.09%     | 5.20%     |